

商工会ニュースやはば臨時号No.34

令和7年度矢巾町自殺対策事業

「働く人たちのためのメンタルヘルスセミナー」の開催！

矢巾町では、矢巾町商工会と共催で「働く人たちのためのメンタルヘルスセミナー」を開催します。このセミナーでは、働き盛り世代が抱えやすいストレスとの付き合い方や心の病気について精神科の先生が講演します。対象者は下記のとおりとなっておりますので、この機会に是非ご参加ください。

- 日 時 令和8年3月9日（月）15：00～17：00（受付開始14：30）
- 会 場 矢巾町保健福祉交流センター さわやかハウス2階わくわくルーム
- 内 容 働く人たちのためのメンタルヘルスセミナー「こころを軽くするセルフケア」
- 講 師 岩手医科大学 神経精神科学講座 教授 大塚 耕太郎 氏
- 対 象 者 町内在住でお勤めの方、町内企業・事業所等にお勤めの方
（経営者、人事担当者、衛生担当者等どなたでも参加可）
- 参加申込 参加申込は下記 QR コード、URL、または電話でお申込みください。
<https://x.gd/p6RVR>
- 申込期限 令和8年3月5日（木）
- 担 当 矢巾町福祉課 TEL：611-2574



高齢者就業確保措置の実施について

本措置は、高齢者が年齢にかかわらず、その能力や経験に応じて意欲をもって継続して働くことができる社会の実現を目的とするものです。事業主は65歳までの雇用機会の確保（義務）に加え、70歳までの就業機会の確保（努力義務）するよう、努める必要があります。

<対象>

定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主

継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く）を導入している事業主

<対象となる措置>

下記の①～⑤の措置（高齢者就業確保措置）を講じるよう努める必要があります。

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - （1）事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - （2）事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

※④、⑤については過半数労働組合等の同意を得た上で、措置を導入する必要があります。

その他、詳細について厚生労働省のホームページ（<https://x.gd/WWIKx>）、または、最寄りの労働局やハローワークにお問い合わせください。